2　第三条第一項及び前条第一項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3　第四条第一項及び前条第二項の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指定都道府県等の長に関する規定として指定都道府県等の長に適用があるものとする。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第三条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第十七条の二」を「第四条、第十三条、第十五条、第十七条の二」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十条」を「―第六十二条」に改める。

第六十条を第六十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

第六十一条　第二十六条第三項（第二十条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、同項の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第五十九条の見出しを削り、同条中「第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法」及び「指定都市、」を削り、同条を第六十条とし、第七章中同条の前に次の見出し及び一条を加える。

（大都市等の特例）

第五十九条　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第六十一条において「指定都市」という。）において、法第三百八条の規定により指定都市の長が行う事務は、法の規定により都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（法第百六十条第三項（法第百七十四条第二項（法第二百五十条第七項において準用する場合を含む。）及び第二百五十条第六項において準用する場合を含む。）の認可を除く。）のうち、法第五章第三節の規定による事務及び個人施行者、事業組合又は事業会社が施行する防災街区整備事業に係る事務とする。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第五条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（都道府県が処理する事務）」に改め、同条第一項中「除く。）」の下に「に属する事務」を加え、「地方運輸局長に委任する」を「都道府県知事が行うこととする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の場合においては、法中同項に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に道路運送法第四章若しくは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現にこれらの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者（以下この条において「新事務執行者」という。）のした処分等の行為又は新事務執行者に対して行った申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「都道府県知事又は」を「都道府県知事、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の市長又は」に改め、「（都道府県知事」の下に「及び指定都市の市長」を加え、「地方自治法」を「同法」に改める。

第九十二条第三項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同項ただし書中「これら」を「同項」に改める。

別表第一公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）の項の次に次のように加える。

道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）	第三条第一項及び第六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（自家用有償旅客運送者の登録又は変更登録で課税するものの範囲）

第十九条の二　法別表第一第百二十五号の三㈠に規定する政令で定めるものは、道路運送法第七十九条（登録）の登録で、道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項（自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等）の規定により同項に規定する指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

2　法別表第一第百二十五号の三㈡に規定する政令で定めるものは、道路運送法第七十九条の七第一項（変更登録等）の変更登録（財務省令で定めるものに限る。）で、道路運送法施行令第四条第一項の規定により同項に規定する指定都道府県等の長が行うこととされる事務に係るもの以外のものとする。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十二号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十五第一項第二号ト及び第十項並びに第六十八条の三の三第一項第二号ハの規定に基づき、この政令を制定する。